証券コード　1788
令和２年９月８日

株　主　各　位

滋賀県甲賀市信楽町江田６１０番地
株式会社　三東工業社
代表取締役社長　奥　田　克　実

第66回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**
**　なお、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和２年９月24日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　令和２年９月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　滋賀県栗東市上鈎480番地
　　当社　本社５階　会議室
　　末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
３．目的事項
　報告事項　第66期（令和元年７月１日から令和２年６月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.santo.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（令和元年７月１日から
令和２年６月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過および成果

①　事業の状況

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに拡大しているものの、本年初めからの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、景気の先行きは不透明な状況となりました。

一方、建設業界につきましては、公共工事の発注は前期比大幅な増加となり、民間設備投資は比較的堅調に推移いたしました。

このような経済状況下、当社は現場力の強化、経費削減およびリスク管理の強化を重点的に取り組み、競争力を高める努力をしてまいりました。また、一昨年の台風21号で発生した当社ＴＲＤ機水没に関する損害金を受領いたしましたので、特別利益に計上しました。

この結果、当期の経営成績は、受注高6,688百万円（前期比4.7％増）、売上高5,703百万円（前期比3.7％増）、営業利益91百万円（前期比6.4％減）、経常利益110百万円（前期比12.0％減）、当期純利益97百万円（前期比76.4％増）となりました。

各セグメント別の概況は次のとおりであります。

【土木部門】

土木部門におきましては、一般土木、地下技術、舗装等の工事を行っております。

当期の経営成績は、受注工事高4,317百万円（前期比17.5％増）となり、完成工事高4,006百万円（前期比22.4％増）、セグメント利益49百万円（前期比62.0％増）となりました。

【建築部門】

建築部門におきましては、店舗、マンション、工場等の建築工事を行っております。

当期の経営成績は、受注工事高2,370百万円（前期比12.7%減）となり、完成工事高1,663百万円（前期比24.2%減）、セグメント利益27百万円（前期比47.7%減）となりました。

【不動産部門】

不動産部門におきましては、不動産の売買等を行っております。

当期の経営成績は、売上高33百万円（前期比1.7%減）、セグメント利益14百万円（前期比0.5%増）となりました。

当期の受注高、完成工事高および繰越工事高

（単位：百万円）

区分		前期繰越工事高	当期受注高	計	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木部門計		1,536	4,317	5,853	4,006	1,847
	一般土木	1,330	3,784	5,115	3,348	1,767
	地下技術	145	286	432	371	60
	舗装	59	246	305	286	18
建築部門		1,163	2,370	3,533	1,663	1,870
合計		2,699	6,688	9,387	5,670	3,717

(注)工事を施工する土木部門および建築部門のみの記載となっております。

② 設備投資および資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は41百万円であり、このうち主なものは機械の取得によるものであります。

なお、資金については自己資金を充当いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第63期 (平成29年６月期)	第64期 (平成30年６月期)	第65期 (令和元年６月期)	第66期 (令和２年６月期)
受　　注　　高	5,353	4,592	6,389	6,688
売　　上　　高	4,792	5,446	5,500	5,703
経　常　利　益	98	74	126	110
当　期　純　利　益	120	73	55	97
１株当たり当期純利益	176円29銭	106円95銭	80円25銭	149円83銭
純　　資　　産	2,604	2,686	2,680	2,524
総　　資　　産	3,652	3,934	4,049	4,003
１株当たり純資産額	3,798円64銭	3,919円75銭	3,910円68銭	4,244円94銭

（注）１．当社は、平成30年１月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第63期（平成29年６月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」および「１株当たり純資産額」を算定しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第65期（令和元年６月期）の期首から適用しており、第64期（平成30年６月期）の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 対処すべき課題

建設業界におきましては、建設従事者の高齢化が深刻な問題となっており、将来における人手不足が懸念されております。また、昨今では仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、職場環境の改善が喫緊の課題となっています。人が何よりの財産であり、働きやすい環境を構築することが、持続可能な経営を行う上で最重要の課題と認識しております。

また、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大という事象は建設業界にも影響を及ぼしております。公共事業におきましては、役所職員のいわゆる３密対策などによる入札の遅れなどの若干の影響が見受けられるものの、その後の発注につきましては大きな影響を及ぼさないものと予想しております。しかしながら、民間事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の不透明感が増大し、大型の設備投資に躊躇する企業が増えることが予想され、本社ビルや工場の新築などといった大型の設備投資を見込みにくい状況にあります。当社ではこのような状況を踏まえ、公共事業の発注を確実に手中に収めるとともに、民間でも比較的景気の影響を受けにくい業種への提案や展開を図ることで受注の獲得を図っていきたいと考えております。

(4) 主要な事業内容　（令和２年６月30日現在）

土木、建築、舗装、各工事の総合請負

建設業法に基づく許可　　国土交通大臣許可　（特－27）第9082号

設計監理　一級建築士事務所　　滋賀県知事登録　（ハ）第2101号

不動産取扱　宅地建物取引業者免許　滋賀県知事　（８）第1845号

労働者派遣　労働者派遣事業許可　厚生労働大臣許可　派25-300225

(5) 主要な営業所　（令和２年６月30日現在）

本社　　滋賀県栗東市上鈎480番地

本店　　滋賀県甲賀市信楽町江田610番地

大阪支店　　大阪府大阪市天王寺区東高津町11番７号

大津営業所　　滋賀県大津市長等三丁目２番23号

(6) 使用人の状況　（令和２年６月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名	3名減	45.5歳	16.1年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

２．会社の株式に関する事項

株式の状況　　（令和２年６月30日現在）

①　発行可能株式総数　　2,200,000株

②　発行済株式の総数　　686,000株

③　株主数　　766名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社東物産	88	14.81
三東工業社従業員持株会	34	5.84
株式会社滋賀銀行	28	4.71
佐藤兼義	25	4.29
中川徹	25	4.22
東一孝	18	3.04
大西藤司	16	2.77
太洋基礎工業株式会社	16	2.69
中川瑞子	15	2.57
石井秀明	10	1.70

（注）１．持株数の千株未満は切り捨てております。

２．当社は令和２年６月30日現在、91,359株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1)　取締役の状況　　（令和２年６月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥田克実		
代表取締役専務	細川礼昭		株式会社古澤建設取締役
常務取締役	中村幸治	建築事業本部長	
取締役	矢森貞行	管理本部長	
取締役	山本喜彦	営業本部長	
取締役	田中久雄	土木事業本部長	
取締役	古澤一昭		株式会社古澤建設 代表取締役社長
取締役 （常勤監査等委員）	奥村敏朗		株式会社古澤建設監査役
取締役 （監査等委員）	山本泰造		公益財団法人深尾理工教育振興財団常務理事
取締役 （監査等委員）	津田穂積		津田公認会計士事務所所長 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役（監査等委員）山本泰造氏および津田穂積氏は社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）津田穂積氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、奥村敏朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．取締役（監査等委員）山本泰造氏および津田穂積氏については、当社が東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

５．当事業年度中における取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
細川礼昭	専務取締役	代表取締役専務	令和元年９月26日

(2) 取締役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	支　給　額	摘　　要
取　締　役 （監査等委員を除く）	７名	42百万円	
取　締　役 （監査等委員）	３名	28百万円	（内社外取締役２名　14百万円）
合　　計	10名	70百万円	（内社外取締役２名　14百万円）

（注）１.取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２.取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、平成28年９月27日開催の第62回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

３.取締役（監査等委員）の報酬等の額は、平成28年９月27日開催の第62回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	重要な兼職の状況	関　　係
取　締　役 （監査等委員）	山　本　泰　造	公益財団法人深尾理工教育振興財団常務理事	兼職先と当社との間に特別な関係はありません
取　締　役 （監査等委員）	津　田　穂　積	津田公認会計士事務所所長 京都機械工具株式会社社外取締役（監査等委員）	兼職先と当社との間に特別な関係はありません

ロ.当事業年度における主な活動状況

a.取締役会および監査等委員会への出席状況

	取締役会出席状況 （14回開催）	監査等委員会出席状況 （12回開催）
取締役（監査等委員） 山本泰造	14回	12回
取締役（監査等委員） 津田穂積	14回	12回

b. 取締役会における発言状況

取締役（監査等委員）山本泰造氏は中小企業診断士、経営コンサルタントとしての専門的見地から、また、取締役（監査等委員）津田穂積氏は公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、それぞれ議案審議等に必要な発言は出席の都度適宜行っております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

c. 監査等委員会における発言状況

取締役（監査等委員）山本泰造氏、取締役（監査等委員）津田穂積氏は非常勤でありますが、他の監査等委員から日頃の監査状況を聞き、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、監査等委員会を通じ会社の業務執行の内容を十分に把握し、適正な監査意見を形成しております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

４．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称および報酬等の額

区分	名称	当事業年度に係る報酬等の額	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
会計監査人	ひかり監査法人	14,500千円	14,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、必要な監査日数および人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し監査報酬に同意をしております。

(2)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査等委員会の決定により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(3)　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において以下のとおり決議しております。

①　取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員等に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役自らが種々の機会を通じて企業理念を従業員等に伝えることにより、法令および定款を遵守した行動が可能な経営体制の確立に努め、不祥事の未然防止を行います。

また、コンプライアンス体制構築の環境整備として、適宜従業員等への教育も実施しております。

さらに、重要な法務問題およびコンプライアンスの取組みに関する事項については、社外の顧問弁護士と適宜協議し指導を受けております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定めております。

また、文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理、および廃棄を実施するとともに、当該文書については取締役（監査等委員を含む）はこれらを閲覧できるものとしております。

さらに、情報の管理については情報セキュリティに関するガイドラインを定め、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（工期の遅延、適切な組織対応、代金回収等）および情報セキュリティに係るリスクについては、全社的に規則、ガイドラインの制定、教育・訓練の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、総務部が行うものとしております。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月１回以上開催し、必要に応じて臨時に開催しております。また、取締役会の決定事項に当たっては、取締役が役割分担を行い効率的な業務執行を行うものとしております。

⑤　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の代表取締役は、子会社の関連書類等の精査・分析等を行った上で、当社のマネジメント会議において、当社指定の報告書様式により、定期的（月１回）に報告を行っております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現在当社には、監査等委員会の職務を補助する従業員は置いておりませんが、監査等委員会から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。

また、その職務の内容は次のとおりであります。

ｱ)監査等委員会議事録作成

ｲ)資料の提供および調査

ｳ)その他事務連絡

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき従業員の指揮命令については、監査等委員会が直接行います。また、補助すべき従業員の人事考課および異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとしております。

⑧　取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

重要事項については、監査等委員が出席する取締役会、営業会議、マネジメント会議にて報告しております。また、その他の主要な会議においても適宜報告しております。

さらに、監査等委員会へ報告を行った取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役および従業員に周知徹底しております。

⑨　監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行い、社内の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めることとしております。また、適宜意見交換の場を持ちそれらを当社の経営に反映できる体制を整備しております。

さらに、監査等委員会は、当社の会計監査人から監査の方法・結果等について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(2)当該体制の運用状況の概要

①　内部統制システムの運用の状況等

当社は、定例の取締役会を12回と臨時の取締役会を２回開催し、経営上の意思決定を行いました。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監査を行いました。また、監査等委員会を12回開催し、監査等委員間の情報共有および意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し適宜説明を受けました。

② 内部監査の状況

内部監査体制につきましては、内部監査室が当社の財産および業務運営の状況について適正性と効率性の観点から毎月監査を実施するとともに、当社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証および評価を行いました。

③ 監査等委員会と内部監査部門との連携状況

監査等委員会と内部監査室とは、内部監査実施報告および意見交換等は、毎月定例会議を開催して行っております。監査等委員会は、内部監査室と監査方針、監査スケジュール、監査結果等につき情報交換と意見交換を実施し、内部監査室の監査方法および結果について把握する等連携を図りました。

④ 内部統制委員会の開催状況

内部統制委員会は、取締役により構成され、その中から取締役管理本部長を内部統制委員長として決定し、内部監査の進捗状況や実施状況の結果についての報告を行うために随時実施しております。

なお、当期は内部統制委員会を２回開催いたしました。

⑤ リスク管理体制の運用の状況

当社は、取締役会の他、個別経営課題の協議の場として取締役により構成する幹部会議を適時開催しリスクの予防・管理を図りました。また、各部門会議を月１回開催し、その会議に担当取締役も出席し、リスクの予防・管理について伝達し周知・徹底いたしました。

６．会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（令和２年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,947,401**	**流動負債**	**1,420,001**
現金及び預金	1,251,186	支払手形	323,255
受取手形	276,954	工事未払金	527,264
電子記録債権	136,904	リース債務	2,634
完成工事未収入金	1,013,586	未払金	16,312
販売用不動産	202,336	未払費用	27,945
材料貯蔵品	965	未払法人税等	58,252
関係会社短期貸付金	30,000	未払消費税等	9,506
立替金	5,921	未成工事受入金	420,450
その他流動資産	29,547	預り金	27,980
固定資産	**1,056,578**	完成工事補償引当金	6,400
有形固定資産	**734,999**	**固定負債**	**59,759**
建物・構築物	227,155	預り保証金	49,984
機械・運搬具	99,322	預り敷金	3,000
工具器具・備品	17,207	繰延税金負債	6,775
土地	391,314	**負債合計**	**1,479,761**
無形固定資産	**23,126**	（純資産の部）	
ソフトウエア	3,966	**株主資本**	**2,477,856**
電話加入権	2,796	**資本金**	**849,500**
借地権	16,362	**資本剰余金**	**625,900**
投資その他の資産	**298,452**	資本準備金	625,900
投資有価証券	179,888	**利益剰余金**	**1,212,369**
関係会社株式	68,500	利益準備金	188,250
更生債権等	17,618	その他利益剰余金	1,024,119
長期前払費用	5,008	別途積立金	900,000
会員権	18,380	繰越利益剰余金	124,119
その他投資等	31,755	**自己株式**	**△209,913**
貸倒引当金	△22,698	**評価・換算差額等**	**46,362**
		その他有価証券評価差額金	46,362
資産合計	**4,003,979**	**純資産合計**	**2,524,218**
		負債及び純資産合計	**4,003,979**

損　益　計　算　書

（令和元年７月１日から
令和２年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		
完成工事高	5,670,078	
不動産事業等売上高	33,364	5,703,442
売上原価		
完成工事原価	5,208,825	
不動産事業等売上原価	19,093	5,227,918
売上総利益		
完成工事総利益	461,252	
不動産事業等総利益	14,270	475,523
販売費及び一般管理費		384,426
営業利益		**91,097**
営業外収益		
受取利息配当金	3,985	
経営指導料	18,238	
その他の営業外収益	669	22,893
営業外費用		
支払利息	1,445	
支払保証料	1,594	3,040
経常利益		**110,950**
特別利益		
投資有価証券売却益	7,461	
受取損害金	43,097	50,559
特別損失		
固定資産売却損	2,024	
固定資産除却損	202	2,226
税引前当期純利益		**159,282**
法人税、住民税及び事業税	60,811	
法人税等調整額	1,438	62,249
当期純利益		**97,033**

株主資本等変動計算書

（令和元年７月１日から
令和２年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
令和元年7月1日期首残高	849,500	625,900	625,900	188,250	850,000	111,358	1,149,608
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立					50,000	△50,000	－
剰余金の配当						△34,272	△34,272
当期純利益						97,033	97,033
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	50,000	12,761	62,761
令和２年6月30日期末残高	849,500	625,900	625,900	188,250	900,000	124,119	1,212,369

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和元年7月1日期首残高	△801	2,624,207	56,336	56,336	2,680,543
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△34,272			△34,272
当期純利益		97,033			97,033
自己株式の取得	△209,112	△209,112			△209,112
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△9,974	△9,974	△9,974
事業年度中の変動額合計	△209,112	△146,351	△9,974	△9,974	△156,325
令和２年6月30日期末残高	△209,913	2,477,856	46,362	46,362	2,524,218

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項の注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券　　時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産　　個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内の利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が改正リース取引会計基準適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金　　完成工事に関する契約不適合及びアフターサービス等の費用に充てるため、当事業年度末の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準　　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等に相当する額の会計処理方法　　税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,539,627千円

(2) 担保に供している資産

土地	95,183千円
建物	69,810千円

担保に係る債務の金額　－　千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

金銭債権	33,044千円
金銭債務	18,816千円

(4) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高	354,231千円
営業取引以外の取引高	18,554千円

(2) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数　普通株式　686,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数　普通株式　91,359株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当　34,272千円

令和元年９月26日開催の第65回定時株主総会において、次のとおり決議をしております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,272千円
１株当たり配当額	50円
基準日	令和元年６月30日
効力発生日	令和元年９月27日

(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和２年９月25日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	26,758千円
１株当たり配当額	45円
基準日	令和２年６月30日
効力発生日	令和２年９月28日

(5) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,913千円
販売用不動産評価損	9,874
ゴルフ会員権評価損	12,844
投資有価証券評価損	3,137
減損損失	13,886
完成工事補償引当金繰入額	1,949
その他	13,904
繰延税金資産小計	62,511
評価性引当額	△47,448
繰延税金資産合計	15,063
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	21,838
繰延税金負債合計	21,838
繰延税金資産（△負債）の純額	△6,775

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。また資金調達については、銀行借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

④営業債務の「流動性リスク」の管理体制

各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

⑤金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和２年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	1,251,186千円	1,251,186千円	－千円
(2) 受取手形	276,954	276,954	－
(3) 電子記録債権	136,904	136,904	－
(4) 完成工事未収入金	1,013,586	1,013,586	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	176,888	176,888	－
資産計	2,855,519	2,855,519	－
(1) 支払手形	323,255	323,255	－
(2) 工事未払金	527,264	527,264	－
負債計	850,519	850,519	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 電子記録債権 (4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形 (2) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（貸借対照表計上額3,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（子会社株式、貸借対照表計上額68,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内
(1) 現金及び預金	1,251,186千円	－千円	－千円
(2) 受取手形	276,954	－	－
(3) 電子記録債権	136,904	－	－
(4) 完成工事未収入金	1,013,586	－	－
合計	2,678,631	－	－

７．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、滋賀県甲賀市及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時　　価
281,848千円	306,512千円

（注）当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主（法人）	Unearth International Limited	－	－	自己株式の取得	209,112	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．自己株式の取得は、令和２年２月13日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得したものです。また当該譲渡に伴いUnearth International Limitedは当社の関連当事者ではなくなっております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社古澤建設	所有直接80%	資金の援助 経営指導 役員の兼任	資金の貸付	30,000	関係会社短期貸付金	30,000
				資金の回収	40,000	―	―
				利息の受取	315	―	―
				経営指導料の受取	18,238	―	―

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　4,244円94銭

1株当たり当期純利益　　149円83銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和２年８月20日

株式会社　三東工業社
　取 締 役 会　御 中

ひかり監査法人
京都事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	光 田 周 史 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 玲 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三東工業社の令和元年7月1日から令和2年6月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、令和元年７月１日から令和２年６月30日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年８月25日

株式会社　三東工業社　監査等委員会

取締役　常勤監査等委員 奥 村 敏 朗 ㊞

社外取締役　監査等委員 山 本 泰 造 ㊞

社外取締役　監査等委員 津 田 穂 積 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、業績に応じた配分を基本として、株主の皆様への安定的な利益還元と経営体質の強化を重要な経営方針の一つとして位置づけ、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第66期の期末配当およびその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金45円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、26,758,845円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和２年９月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	70,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	70,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下､本議案において同じ。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう４名減員し、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	奥田克実（おくだかつみ） （昭和24年12月11日） 再任	昭和52年４月　当社入社 平成16年８月　当社営業部長 平成17年９月　当社取締役営業部門長 平成19年９月　当社代表取締役社長 兼営業統括責任者 平成21年９月　当社代表取締役社長（現任）	7,300株
		【取締役候補者とした理由】 奥田克実氏は、平成19年９月より当社の代表取締役社長を務めており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	細川礼昭（ほそかわのりあき） （昭和32年９月３日） 再任	昭和51年４月　三幸建設株式会社入社 昭和60年７月　当社入社 平成20年４月　当社営業部長 平成28年９月　当社取締役営業部長 平成28年９月　株式会社古澤建設取締役（現任） 平成29年４月　当社常務取締役 令和元年６月　当社専務取締役 令和元年９月　当社代表取締役専務（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社古澤建設　取締役	7,100株
		【取締役候補者とした理由】 細川礼昭氏は、当社における土木事業部門・営業部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	有する社株数 所当の式数
3	中村幸治（なかむらこうじ） （昭和43年12月５日） 再任	平成２年４月　当社入社 平成18年２月　当社建築部門長 平成20年５月　当社執行役員建築事業部長 平成21年９月　当社取締役建築事業部長 平成25年７月　当社取締役建築事業本部長 令和元年６月　当社常務取締役建築事業本部長（現任）	5,000株
		【取締役候補者とした理由】 中村幸治氏は、当社における建築事業部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	有する当社の株式数
1	奥村敏朗（おくむらとしあき） （昭和23年１月15日） 再任	昭和46年４月　鹿島建設株式会社入社 平成６年４月　同社東京支店支店長室次長 平成11年４月　同社東京支店法務部長 平成14年１月　同社土木営業本部営業部長 平成24年７月　当社入社 平成24年７月　当社顧問 平成24年９月　当社取締役副社長 平成28年９月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任） 平成28年９月　株式会社古澤建設監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社古澤建設　監査役	6,800株
		【監査等委員である取締役候補者とした理由】 奥村敏朗氏は、大手建設会社に長年勤めており、その経験や実績、知識等から引き続き当社の監査等委員である取締役にふさわしいと判断いたしました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	有する当社株式数
2	山本泰造（やまもとやすぞう） （昭和29年12月３日） 再任	昭和52年４月　株式会社滋賀銀行入行 平成３年４月　中小企業診断士登録完了 平成19年10月　株式会社滋賀銀行営業統轄部参事役 平成21年６月　株式会社しがぎん経済文化センター常務取締役 平成27年６月　同社退任 平成27年９月　当社社外取締役 平成28年９月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成29年４月　公益財団法人深尾理工教育振興財団常務理事（現任） （重要な兼職の状況） 公益財団法人深尾理工教育振興財団　常務理事	1,600株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 山本泰造氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、中小企業診断士の資格を有し、経営コンサルタントとしての経験や実績、知識等から引き続き当社の監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断いたしました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	有する当社の株式数
3	津田穂積（つだほづみ） （昭和43年10月９日） 再任	平成３年４月　神戸ケナメタル株式会社入社 平成８年10月　中央監査法人入所 平成16年７月　津田公認会計士事務所設立（所長）（現任） 平成16年９月　当社社外監査役 平成17年６月　京都機械工具株式会社社外監査役 平成27年６月　同社社外取締役 平成28年９月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成29年６月　京都機械工具株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 津田公認会計士事務所　所長 京都機械工具株式会社　社外取締役（監査等委員）	3,200株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 津田穂積氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士の資格を有し、企業財務管理等の経験や実績、知識等から引き続き当社の監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断いたしました。	

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、山本泰造、津田穂積の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

３．山本泰造氏は、当社の社外取締役として就任してから本総会終結の時をもって５年となります。また、監査等委員である取締役として就任してから本総会終結の時をもって４年となります。津田穂積氏は、当社の社外取締役として就任してから本総会終結の時をもって４年となります。また、監査等委員である取締役として就任してから本総会終結の時をもって４年となります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成28年９月27日開催の当社第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額120百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役については年額30百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、また、監査等委員である取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額20百万円以内、監査等委員である取締役は年額10百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名、監査等委員である取締役は３名であり、第２号議案と第３号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名、監査等委員である取締役は３名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については10,000株を、監査等委員である取締役については5,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

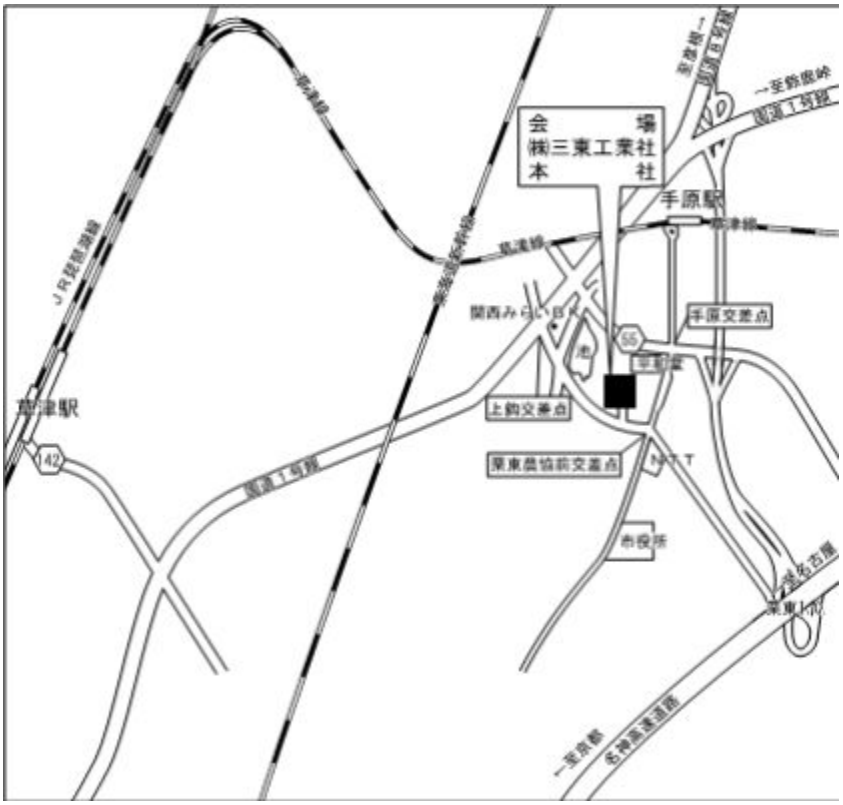
この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　滋賀県栗東市上鈎480番地
当社　本社５階　会議室
ＴＥＬ（077）553－1111



最寄駅
手原駅（ＪＲ草津線）より徒歩約10分
お　車
名神栗東Ｉ．Ｃ．より約５分